

岩手県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成24年4月27日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

- 1（1）市町村名 宮古市
 - （2）指定を取り消した施設の名称 宮古市高浜地区センター、宮古市金浜農漁村センター、宮古市漁村研修センター、宮古市堀内地区センター、宮古市鶉磯地区センター、乙部地区自治会研修センター
- 2（1）市町村名 遠野市
 - （2）指定を取り消した施設の名称 上柳地区コミュニティ消防センター、八幡市営住宅第2集会所、遠野市宮守総合センター
- 3（1）市町村名 陸前高田市
 - （2）指定した施設の名称 陸前高田市スポーツドーム
- 4（1）市町村名 八幡平市
 - （2）指定した施設の名称 八幡平市細野地区活性化センター、八幡平市浅沢神楽伝承館
- 5（1）市町村名 奥州市
 - （2）指定した施設の名称 奥州市水沢地区センター、奥州市水沢南地区センター、奥州市常盤地区センター、奥州市佐倉河地区センター、奥州市真城地区センター、奥州市姉体地区センター、奥州市羽田地区センター、奥州市黒石地区センター、奥州市前沢地区センター、奥州市前沢地区センター白鳥分館、奥州市前沢地区センター上野原分館、奥州市前沢地区センター目呂木分館、奥州市古城地区センター、奥州市白山地区センター、奥州市生母地区センター、奥州市生母地区センター母体分館、奥州市生母地区センター赤生津分館、奥州市小山地区センター、奥州市若柳地区センター、奥州市胆沢愛宕地区センター、奥州市南都田地区センター、奥州市北股地区センター
 - （3）指定を取り消した施設の名称 生母ふるさとセンター、白鳥地区集落センター、農村集落多目的共同利用施設白山中央会館、奥州市前沢勤労青少年ホーム、赤生津地区コミュニティセンター
- 6（1）市町村名 金ヶ崎町
 - （2）指定を取り消した施設の名称 農村環境改善センター、和光地区研修集会施設